



2019年10月1日から /

幼稚園・保育所・認定こども園等の 利用料が無償化されます!



利用料の無償化

認可外保育施設に通っている3歳児～5歳児までのお子さまと、0歳児～2歳児までの住民税非課税世帯のお子さまの施設利用料が10月1日より無償化されます。

無償化にあたり、『保育の必要性』の認定を受けていることが条件となりますので、ご注意ください。

無償化の対象施設・事業

- 認可外保育施設
- 保育園や認定こども園の一時預かり事業
- ファミリーサポートセンター
- 病児保育事業

無償化の上限額

3歳児～5歳児	月額37,000円
0歳児～2歳児の 住民税非課税世帯	月額42,000円

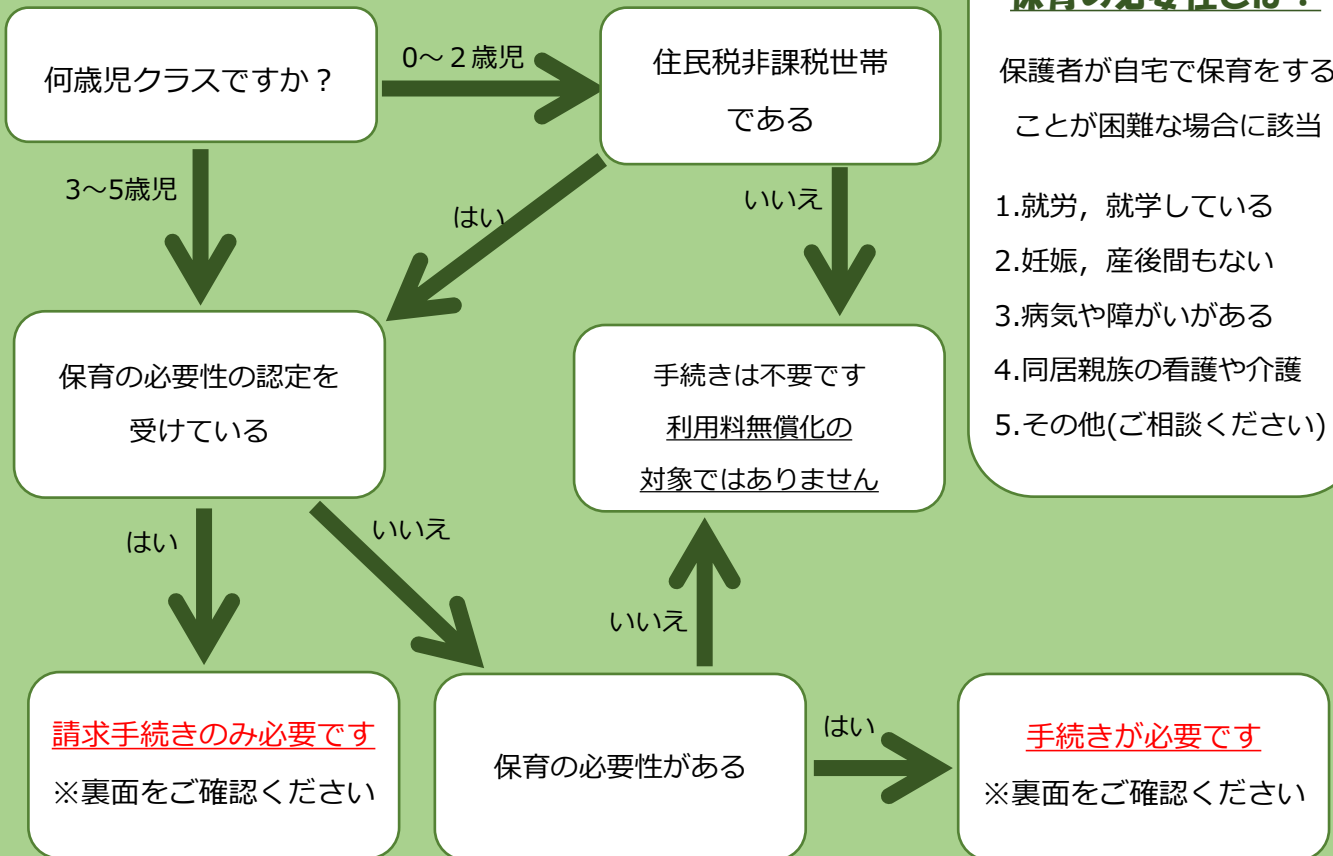


無償化にあたり手続きが必要であるか、以下を参考にご確認ください

保育の必要性とは？

保護者が自宅で保育をすることが困難な場合に該当

1. 就労、就学している
2. 妊娠、産後間もない
3. 病気や障がいがある
4. 同居親族の看護や介護
5. その他(ご相談ください)



利用料無償化の流れ

認可外保育施設等は、以下の手順を踏んでいただくことで、その利用料が無償化されます。

- ①保育の必要性の認定を受けて、
- ②認可外保育施設等の利用料を施設に支払い、
- ③支払った利用料を市に請求する



保育の必要性の認定を受ける

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出する（書類は施設及び稲敷市役所で配布します）
 1. 子育てのための施設等利用給付認定申請書
 2. 保育を必要とする事由に該当する書類
 - 就労の場合 : 就労証明書
⇒就労の場合は、64時間以上(1日4時間以上かつ月に16日以上)の勤務が認定条件です
 - 妊娠・出産の場合 : 申立書、母子手帳の写し
 - 病気・障がいの場合 : 申立書、診断書・障害者手帳の写し
 - 看護・介護の場合 : 看護・介護申告書（民生委員のサインが必要です）
 - その他の場合 : 学務管理課へご相談ください
- 認定後、子育てのための施設等利用給付認定通知書を送付します。

施設利用料を施設に支払う

- 認可外保育施設等を利用した施設に利用料を支払う
- 利用料支払後、施設より「領収証」「提供証明書」が発行されます
※請求の際に上記2点が必要となります。大切に保管してください。
※ファミリーサポートセンターについては、「活動報告書」が発行されます。



支払った利用料を請求する

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出する
 1. 施設等利用費請求書（施設及び稲敷市役所で配布します）
 2. 領収証
 3. 提供証明書（活動報告書）
- 請求書にて指定した口座に支給額が振り込まれます。
- 一ヶ月毎の請求になります。請求の方法に変更がある場合は、通知します。



※無償化の対象となるのは、申請の翌月以降です。
稲敷市役所 2 階の学務管理課へ申請書を提出してください。

